岩手県にお住まいの皆さまへ

LINEでも情報を発信しています
(岩手県-新型コロナ対策パーソナルサポート)
県公式LINE

岩手県は、あらゆる分野で感染拡大の防止と社会経済活動を支える事業を追加・拡充します。

1 感染拡大の防止

分野	事業	内容	問い合わせ先
医療提供体制の強化	医療機関の再開・継続への支援	○ 休業または診療規模を縮小した医療機関の再開および継続に要する経費を支援	県庁医療政策室 019-629-5406
		○ 医療機関に勤務する医師が感染により診療を行えなくなった場合に、他の医療機関から医師を派遣する経費を支援	県庁医療政策室 019-629-5406
		○ 新型コロナウイルス感染症への対応により、帰宅が困難な医療従事者のための宿泊施設を借り上げる医療機関に対し、借上げに要する経費を補助 補助率:定額　補助上限額:13,100円/室・日	県庁保健福祉企画室 019-651-3111 (内6088)
		○ 休業した薬局の再開および継続に要する経費などを支援 補助率:定額　補助上限額:HEPAフィルター付き空気清浄機45万2千円/施設、施設の消毒に要する経費30万円/施設	県庁健康国保課 019-629-5467
	入院病床の確保などに向けた支援	○ 新型コロナウイルス感染症患者用の病棟などを確保する医療機関に対しそれに要する経費を補助　補助率:定額　補助上限額:事業区分ごとに上限額を設定	県庁保健福祉企画室 019-651-3111 (内6081)
	医療機関における感染防止対策、院内感染防止対策の取り組みへの支援など	○ 新型コロナウイルス感染症入院患者受入医療機関が行う危険手当支給に要する経費を補助	県庁医療政策室 019-629-5406
まん延防止	ワクチン接種体制の確保	○ 新型コロナウイルスワクチンの流通調整や優先的な接種の対象となる医療従事者などへの接種体制・相談体制を整備	県庁医療政策室 019-654-8073
	幼稚園、学校などの感染防止対策の取り組みへの支援	○ 私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となるマスク・消毒液などの購入に要する経費を支援	県庁学事振興課 019-629-5041
		○ 市町村が行う、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となるマスク・消毒液などの購入に要する経費を支援	県庁学校教育課 019-629-6138
		○ 認可外保育施設に対し、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくためのかかり増し経費などを支援　補助率:10/10 補助上限額(施設当たり):定員19人以下　30万円、定員20人以上59人以下　40万円、定員60人以上　50万円、居宅訪問型保育事業　30万円	県庁子ども子育て支援室 019-629-5460
		○ 放課後児童クラブなどについて、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくためのかかり増し経費などを支援　補助率:10/10 補助上限額(放課後健全育成事業(支援単位当たり)):定員19人以下　30万円、定員20人以上59人以下　40万円、定員60人以上　50万円 補助上限額(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業およびファミリー・サポート・センター事業(市町村当たり)):30万円 補助上限額(その他の事業(1箇所当たり)):30万円	県庁子ども子育て支援室 019-629-5460
		○ 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園について、感染症予防の観点から衛生環境の改善を図るための施設整備を支援　補助率:3/4	県庁子ども子育て支援室 019-629-5460
	福祉施設などの感染防止対策の取り組みへの支援	○ 障害者支援施設などで感染症が発生した場合に備え、別の施設から応援職員を派遣する相互応援体制を構築	県庁障がい保健福祉課 019-629-5447
		○ 介護施設などで感染症が発生した場合に備え、別の施設から応援職員を派遣する相互応援体制を構築	県庁長寿社会課 019-629-5435
		○ 介護施設などが行う陰圧装置の設置および簡易的なダクト工事などに要する経費を支援 補助率:定額　補助上限額:432万円／台	県庁長寿社会課 019-629-5435
		○ 介護施設などが行う感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する経費を支援　補助率:定額　補助上限額:97万8千円／定員	県庁長寿社会課 019-629-5435
		○ 介護施設などが行う生活空間などの区分けを行うゾーニング環境などの整備に要する経費を支援 補助率:定額　補助上限額:100万円／箇所(玄関室設置によるゾーニング)ほか	県庁長寿社会課 019-629-5435
		○ 介護施設などが行う換気設備の設置に要する経費を支援 補助率:定額　補助上限額:施設延べ床面積×4千円	県庁長寿社会課 019-629-5435
		○ 児童養護施設などに対し、施設などの職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を実施していくために必要な経費や感染が疑われる者が発生した場合の施設の消毒経費などを支援	県庁子ども子育て支援室 019-629-5457
		○ 保護施設などに対し、感染症が発生した場合の消毒経費を支援	県庁地域福祉課 019-629-5438
		○ 保護施設などに対し、職員の衛生管理および安全対策、施設の事業継続・再開に要する経費を補助　補助率:定額　補助上限額:50万円/施設	県庁地域福祉課 019-629-5438
相談・検査体制の強化・充実	円滑な検査の実施	○ 医師の判断により治療の一環として行われたPCR検査料および抗原検査料の自己負担分相当額を県が負担	県庁医療政策室 019-629-5472
		○ 基礎疾患を有する妊婦などに対し、PCR検査費用を支援	県庁医療政策室 019-629-5415

2-1 社会生活・経済活動を支える取り組み【個人・家族向け(社会生活関係)】

分野	事業	内容	問い合わせ先
福祉	離職や休業などに伴う収入減により、住居を失った・失うおそれがある場合の支援	住居確保給付金 ○ 家賃相当額を支給(世帯構成に応じた上限あり、収入・資産要件あり) 支給期間:原則3か月(最長9か月)　一旦支給が終了した方に対し、休業などに伴う収入減などの場合でも再支給(3か月間)が可能(申請期間:令和3年6月末まで)	県庁地域福祉課 019-629-5425
	収入が減った家庭への支援	緊急小口資金 ○ 貸付上限額:10万円(特に必要な場合:20万円)、据置期間:1年以内、※償還期限:2年以内、無利子・保証人不要 ※令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付けについては、令和4年3月末日まで据置期間を延長。(特例貸付の新規受付期間は令和3年6月末まで)	県庁地域福祉課 019-629-5425 【お問い合わせ先】各市町村の社会福祉協議会
		総合支援資金 ○ 貸付上限額:2人以上世帯は月20万円、単身世帯は月15万円、貸付期間:原則3月以内(令和3年3月末までに申請した世帯は6月まで延長可能(※1))、据置期間:1年以内(※2)、償還期限:10年以内、無利子・保証人不要 ※1令和3年6月末までの間に緊急小口資金および総合支援資金の貸付けが終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(2人以上世帯は月20万円、単身世帯は月15万円で3月以内)を受けることが可能。 ※2令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付けについては、令和4年3月末日まで据置期間を延長。(特例貸付の新規受付期間は令和3年6月末まで)	県庁地域福祉課 019-629-5425 【お問い合わせ先】各市町村の社会福祉協議会
子育て	子育て世帯への支援	○ 所得が少ない世帯に対し、子ども1人あたり5万円を給付	県庁子ども子育て支援室または各市の窓口 019-629-5456 (書類の提出)各市町村の窓口
学び	保護者の家計が急変した世帯などへの支援	○ 高等学校などに通う生徒の保護者の家計が急変した世帯の経済的負担を軽減するため、授業料、入学料などの減免を実施	私立 県庁学事振興課 019-629-5041 県立 県庁教育企画室 019-629-6112
		○ 高等学校などに通う生徒などの保護者の家計が急変した世帯などの授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金	私立 県庁学事振興課 019-629-5041 県立 県庁教育企画室 019-629-6109
就業・就職	就職活動への支援	○ 県内就業の促進およびU・Iターンによる人材確保を推進するため、求職者・企業に対する支援を実施	県庁定住推進・雇用労働室 019-629-5591
	児童養護施設などを退所して働く場がなくなった方への支援	○ 就業継続が困難となった児童養護施設退所者などに対し、就業するまでの求職期間中も家賃貸付を行うほか、求職期間を返還免除期間に算入するなどの運用改善を実施	県庁子ども子育て支援室 019-629-5463

2-2 社会生活・経済活動を支える取り組み【事業者・団体向け(経済活動関係)】

分野	事業	内容	問い合わせ先
経営の支援	経営(業績)が悪化した場合の支援	○ 中小企業・小規模企業者を対象として、新しい生活様式に対応したビジネスモデルの構築や生産性の向上の取り組みを効果的に進めるための相談などに対応	県庁経営支援課 019-629-5544
		○ 感染症対策に取り組みながら事業を継続し、売上が前年同月比で50%以上減少または連続する3か月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少している中小企業者などに支援金を支給　支給額:1店舗などあたり最大40万円 ※[複数店舗の場合]最大／中小法人など200万円、個人事業者100万円	県庁経営支援課 019-629-5547
		○ 国では、2021年1月に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者など(農業者・漁業者などを含む)に一時支援金を給付　給付額:中小法人など上限60万円、個人事業者など上限30万円	【お問い合わせ先】一時支援金事務局相談窓口 0120-211-240 県庁経営支援課 019-629-5547 県庁農林水産企画室 019-629-5621
	観光・宿泊事業者に対する支援	○ 旅行会社が三陸地域を周遊する観光バスを運行した場合に要する経費を支援 補助上限額:●1台1運行当たり5万円(三陸地域への宿泊あり) ●1台1運行当たり2万円(三陸地域への宿泊なし)	県庁観光・プロモーション室 019-629-5573
	中小企業などが行う事業再構築に対する支援	○ 国では、売上高10%以上減、事業計画を金融機関などと策定し、一体となって事業再構築に取り組むなどの要件を満たす中小企業などの新分野展開や業態転換、事業・業種転換などの取り組みなどに要する経費を支援 補助率(中小企業):2/3　補助上限額(中小企業):6,000万円(卒業枠(中小企業から中堅企業へ成長する事業者向け特別枠):1億円)	【お問い合わせ先】中小企業庁経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816 県庁経営支援課 019-629-5544
	飲食事業者、小売事業者、サービス事業者に対する支援	○ 県が管理する道路で飲食店などがテラス営業などを行う場合の道路占用許可基準を緩和するとともに占用料を免除	県庁道路環境課 019-629-5876
	福祉施設などに対する支援	○ 新型コロナウイルス感染者が発生または濃厚接触者に対応した障がい福祉サービス事業所などに対し、通常の障がい福祉サービス提供時では想定されない、かかり増し経費などを支援 補助率:定額　補助上限額:事業および事業所・施設などの種別ごとに設定	県庁障がい保健福祉課 019-629-5447
		○ 新型コロナウイルス感染者が発生または濃厚接触者に対応した介護事業所などに対し、通常の介護サービス提供時では想定されない、かかり増し経費などを支援 補助率:定額　補助上限額:事業および事業所・施設などの種別ごとに設定	県庁長寿社会課 019-629-5435
		○ 介護職員の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボットなどの導入を支援 補助率:定額　補助上限額:100万円/機器(介護ロボット(移乗・入浴支援))ほか	県庁長寿社会課 019-629-5435
	農林漁業者に対する支援	○ 水田を活用した収益性の高い農業を確立するため、主食用米から飼料用米や野菜などへの作付転換を支援 助成単価:5,000円/10a (別途、国から、都道府県連携型助成により、5,000円/10aを直接交付)	県庁農産園芸課 019-629-5708
団体などの活動支援	文化芸術団体などの活動継続・再開への支援	○ 県内の文化芸術団体などの活動継続・再開に向けた取り組みに要する経費を支援 補助率:2/3　補助上限額:150万円	県庁文化振興課 019-629-6288
		○ 県内の文化芸術団体などの活動継続・再開の支援や施設の利用促進のため、県民会館(大・中ホール)および公会堂(大ホール)の利用料(付属設備含む)を支援 補助率:1/2	県庁文化振興課 019-629-6288
雇用の維持	従業員に休んでもらう場合の支援	○ 雇用調整助成金(解雇などを行わない中小企業の助成率は10/10) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動 ※特例措置は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長	【お問い合わせ先】岩手労働局職業対策課分室助成金相談コーナー 019-606-3285 県庁定住推進・雇用労働室 019-629-5591
		○ 休業支援金・給付金(休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者が、自らの申請により受給) ● 対象となる休業期間の終期／緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで ● 令和2年10月～12月の休業期間の申請期限／令和3年3月31日まで ● 令和3年1月以降の休業期間の申請期限／緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末から3か月後まで	【お問い合わせ先】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 県庁定住推進・雇用労働室 019-629-5591
資金繰り	資金繰りのための融資(全般)	○ 売上が減少し、危機関連保証または伴走支援型特別保証の認定を受けている県内中小企業者を対象に、保証料を一部補給し、低利子の融資を実施 融資枠:800億円	県庁経営支援課 019-629-5542
	資金繰りのための融資(農林漁業者)	○ 経営に影響が生じている農業者が負債の借換えを行う場合の利子負担を軽減	県庁団体指導課 019-629-5699
		○ 経営に影響が生じている木材関係事業者に対して、運転資金を融資	県庁林業振興課 019-629-5772
		○ 経営に影響が生じている漁業者が負債の借換えを行う場合の利子負担を軽減	県庁団体指導課 019-629-5699

3 新しい「働き方」「暮らし」「学び」を進める取り組み

分野	事業	内容	問い合わせ先
働き方	業態転換、生産性・付加価値向上への支援	○ 新たに中小企業者などが行うテレワークの導入に要する経費を支援 補助率:2/3　上限:200万円/事業者	県庁定住推進・雇用労働室 019-629-5584
		○ 県内中小企業に対し、IoTやAIなどを活用した生産技術の高度化、人材育成などを支援	県庁ものづくり自動車産業振興室 019-629-5553
		○ 国では、需要減少の影響を受けている生産者、加工業者、卸売業者、農林漁業者の組織する団体、飲食店などに対し、インターネット販売、テイクアウト・デリバリーなどの活用、販売店での販売促進活動、学校給食への食材提供などの取り組みを支援 補助率:定額・1/2、補助対象:民間団体など	県庁流通課 019-629-5733
	新しい働き方の推進	○ 地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関を対象に、勤務医の労働時間短縮のための体制整備に要する経費を補助 補助率:定額、補助対象:救急医療などに関する所定の要件を満たす医療機関	県庁医療政策室 019-629-5406
暮らし	県民の健康を守るための取り組み	○ PHR(パーソナルヘルスレコード)の導入やスマホデータ活用による健幸づくり実証などを実施し、独自モデルを構築	県庁健康国保課 019-629-5487
	移住・定住の受入体制支援・情報発信の強化	○県内のNPOなどが実施する移住促進事業に対する補助などを実施するほか、首都圏に移住相談窓口を設置	県庁定住推進・雇用労働室 019-629-5588
学び	教育の現場におけるICT化の推進	○ 学校の臨時休業などにおける家庭学習の支援などのため、県立高校生徒への貸与用タブレットなどを整備	県庁教育企画室 019-629-6105
		○ 市町村が行う、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として、園務を改善するためのICT環境整備に要する経費を支援	県庁学校教育課 019-629-6138
		○ 私立幼稚園が行う、園務改善、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応したICT環境整備への補助。	県庁学事振興課 019-629-5041

中小企業者向け支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
売上が減少している
中小企業者へ支援金を支給します

支援額 1店舗あたり **最大40万円**
複数店舗の場合 最大／法人 **200万円** 個人 **100万円**
対象業種 **飲食業 小売業 サービス業**

詳細については、
店舗の所在する商工会議所・商工会にお問い合わせ下さい

今だからこそ
買うなら岩手のもの じぇじぇわて
買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン

岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策

❶他の都道府県との往来

感染が拡大している地域や外出の自粛などが要請されている地域との往来は慎重に判断するようお願いします。(該当地域の詳細については右記のQRコードからご確認ください。)

- **感染が拡大している地域** ● 直近1週間の新規患者数(対人口比10万人)が、15人以上の地域
- **外出の自粛などが要請されている地域** ● 不要不急の往来や外出の自粛をお願いしている地域

❷年度末などにおける感染防止

年度末や年度始めは、人の移動や集まる機会が多くなることから、感染リスクの高まる場面に一層の注意をお願いします。

❸基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。
特に、重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患のある方など)は一層の注意をお願いします。

❹思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。
相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

発熱などの症状がある場合、我慢は禁物です! 迷わずコールセンターに電話しましょう!

以下のいずれかの症状がある場合

☑発熱 ☑風邪のような症状 ☑強いだるさ息苦しさ ☑味覚・嗅覚障害がある

▼

\ コールセンターへ /

上記のような症状のある方	全般的な相談窓口	外国人向け相談窓口 For Foreign Residents
帰国者・接触者相談センター	岩手県新型コロナウイルス感染症相談窓口	いわて外国人県民相談・支援センター(岩手県国際交流協会) Iwate Support Center for Foreign Residents
019-651-3175	019-629-6085	019-654-8900
24時間対応(土日・祝日を含む) FAX.019-626-0837	午前9時～午後9時(土日・祝日を含む) FAX.019-626-0837	午前9時～午後8時(土日・祝日を含む) Email:iwate-support-center@iwate-ia.or.jp

新型コロナウイルス感染症関連情報
岩手県における新型コロナウイルスに関する最新の情報は、
「岩手県　コロナウイルス」で検索するか、右のQRコードからご覧ください。

岩手県政策企画部広聴広報課
〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 TEL.019-629-5283 FAX.019-651-4865
[ホームページ]https://www.pref.iwate.jp